



## 第2編 基本計画

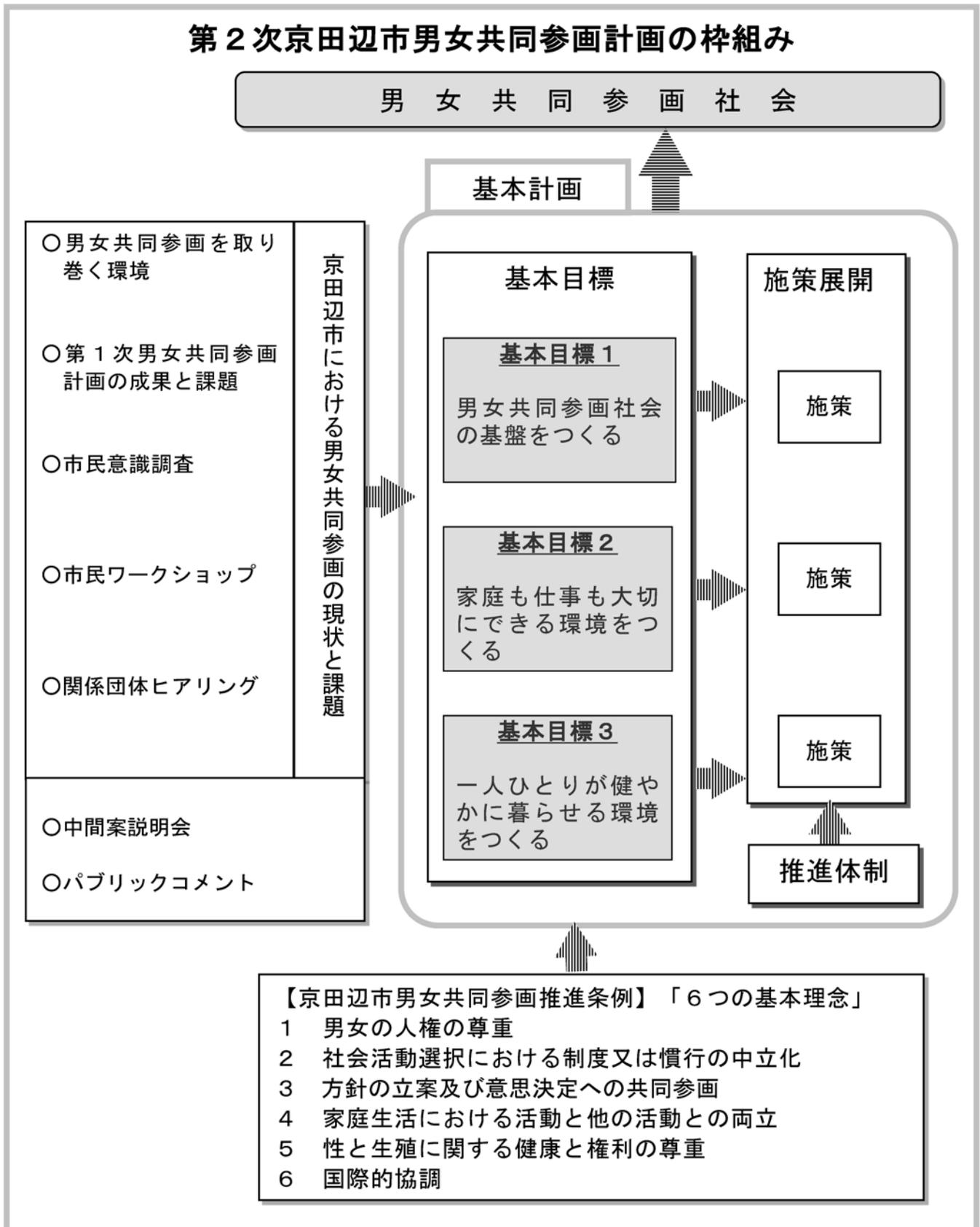
### 第1章 計画の基本的な考え方

---



# 1 計画の枠組み

## 第2次京田辺市男女共同参画計画の枠組み



## 2 基本目標

男女共同参画社会を実現するため、本市の現状と課題を踏まえ、基本目標を3つ掲げ、計画を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標

1

### 男女共同参画社会の基盤をつくる

男女共同参画社会を実現させるためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、あらゆる分野において積極的に参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。

多様な能力や個性が十分活かされる社会を築くため、私たちの意識の根底や社会の慣行の中に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識の見直しや、教育・学習の場、メディアを通じた啓発など、制度面及び意識面の両方において、社会のあらゆる分野に男女が均等に参画できるための基盤づくりに取り組みます。

基本目標

2

### 家庭も仕事も大切にできる環境をつくる

家庭は、私たちの生活の最も基本的な単位のひとつです。家族を構成する男女が支え合うことで、責任と喜びを分かち合い、それを取り巻く社会もまた、家事・育児等への男女共同参画のために十分な支援を行う必要があります。

また、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、男女を問わずその権利は保障されなければなりません。

男女が家庭生活に参画し、共に仕事やその他の生活とのバランスのとれたライフスタイル<sup>12</sup>を確立できるよう、多様な生き方・家庭のあり方を支える環境づくりに取り組みます。

計画の改訂にあたっては、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことに伴い、職業生活における女性の活躍推進を特に重視して施策の見直しを行うとともに、市民意識調査の結果から、家庭生活における役割分担のほとんどを妻が担っているという現状にかんがみ、より一層、ワーク・ライフ・バランスの推進に重点を置くこととしています。

<sup>12</sup> **ライフスタイル** (Lifestyle)：衣食住、働き方、交際、娯楽等様々な生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣などをいいます。

男女共同参画の根底をなすのは、男女が等しく個人として尊重されることであり、「男女の人権の尊重」なくして、男女共同参画社会の確立はありえません。

配偶者間等の暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。また、多様な性のあり方を認め合う意識環境の整備や、互いの性を理解し、生涯にわたる健康づくりなど、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

### 3 基本目標における数値目標

3つの基本目標における数値目標を設定し、基本目標の実現に向けた施策展開の各事業を進めることにより、平成32年度までの目標達成をめざします。

基本目標

1

#### 男女共同参画社会の基盤をつくる

項目	平成21年度 現状 ※1	平成26年度 現状 ※2	平成32年度 目標	評価方法
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	52.4%	57.8%	60%	市民意識調査
全審議会等における女性委員の割合	27.5%	30.8%	33%	庁内データ

※1:「平成21年度現状」の値は、「全審議会等における女性委員の割合」が平成21年4月1日現在、その他の項目（以下の目標を含む。）は平成21年度に実施した市民意識調査の結果を基にしました。

※2:「平成26年度現状」の値は、「全審議会等における女性委員の割合」が平成26年4月1日現在、その他の項目（以下の目標を含む。）は平成26年度に実施した市民意識調査の結果を基にしました。

## 基本目標

## 2

## 家庭も仕事も大切にできる環境をつくる

項目	平成21年度 現状 ※1	平成26年度 現状 ※2	平成32年度 目標	評価方法
家事を「夫と妻で同程度」分担している人の割合	13.4%	13.9%	15%	市民意識調査
「子どもができて職業をもつ方がよい」と考える人の割合	66.7%	68.2%	80%	市民意識調査

## 基本目標

## 3

## 一人ひとりが健やかに暮らせる環境をつくる

項目	平成21年度 現状 ※1	平成26年度 現状 ※2	平成32年度 目標	評価方法
互いの生き方を尊重できる人の割合	63.9%	69.7%	75%	市民意識調査
配偶者間の暴力被害者がどこ（だれ）かに相談した割合	37.2%	37.0%	50%	市民意識調査





## 第2章 基本目標の実現に向けた施策展開

---

※各事業名の前に付した記号は、

★＝改訂に伴う新規事業、◎＝拡充事業、○＝継続事業 を示しています。

※指標における「現状」の数値は平成26年度時点、「目標」の数値は平成32年度時点を表しています。

ただし、「目標」の数値のうち「○○／年」と表記されている場合は毎年度の目標値としています。



## 男女共同参画社会の基盤をつくる

施策分野	施策
(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し	①広報・啓発の推進 ②市職員の人材育成とメディア表現における配慮の促進
(2) 男女共同参画を推進する教育・学習	①学校・幼稚園・保育所における教育の推進 ②生涯学習における教育の推進 ③家庭における教育の促進
(3) 男女共同参画による地域活性化	①地域活動・市民活動の活性化 ②ボランティア活動の支援 ③人材発掘とリーダーの育成 ④国際交流、協力
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画	①審議会等への登用拡大 ②市民団体の意思決定への参画拡大

### 施策分野(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

社会制度や慣行は、男女共同参画の視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的なものでなければなりません。

そのため、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深めるよう、多様な媒体を通じた効果的な広報・啓発活動を推進します。

また、市職員の人材育成を図り、男女共同参画の視点に配慮した情報発信を進めます。

#### 施策① 広報・啓発の推進

男女共同参画の視点に立った意識を醸成していくために、男女共同参画に関する情報を収集し、広報やホームページ等の多様な媒体を通じて継続的に情報を提供するとともに、フォーラムやイベント等、男女共同参画に関する啓發行

【基本目標1】

事を開催します。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、活躍している男女の好事例を収集し、広く発信するほか、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成を推進するため、子どもを対象とした男女共同参画推進事業を行っていきます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
1	○男女の活躍事例の収集・発信 男女共同参画に関する意識向上のため、さまざまな分野で活躍する男性及び女性の事例を発信します。	市民参画課	活躍事例 発信	4人紹介/年
				4人紹介/年
2	○子どもを対象とした男女共同参画推進事業 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成の推進のため、子どもを対象としたワークショップ等の事業を実施します。	市民参画課	開催回数	1回/年
				1回/年
3	○京たなべ男女共同参画週間事業 毎年度、男女共同参画週間 <sup>13</sup> に「男女共同参画社会基本法」の趣旨について市民の理解を深めるための啓発を行います。	市民参画課	実施	
4	★男女共同参画推進のための講座の開催 市民を対象とした男女共同参画推進のための講座を開催します。	市民参画課	実施	—
				1回/年
5	○女性交流支援ルームだよりの発行 男女共同参画に関わる団体の事業や図書の紹介、配偶者間暴力についてやその相談窓口の周知等を目的に発行し、市内公共施設等に配架します。	市民参画課	ルームだ より発行	4回/年
				4回/年
6	○女性交流支援ルーム情報スペースの充実 情報発信の充実と市民による図書等選定を行います。	市民参画課	実施	

<sup>13</sup> **男女共同参画週間**：男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年（1999年）6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する理解を深めるため、平成13年（2001年）度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
7	○男女共同参画イベントの支援 市民・市民団体による実行委員会形式での男女共同参画イベントを支援します。	市民参画課	イベント	1回/年
				1回/年
8	○男女共同参画関連DVD等上映会 男女共同参画の理解を深めるため、作品介绍を兼ねたDVD等の上映会を実施します。	市民参画課	上映会	1回/年
				1回/年
9	★女性交流支援ルーム講座（ポケット講座）の開催 女性交流支援ルーム事業を周知するため、定期的な催し物を企画、開催します。	市民参画課	実施	
10	○人権啓発の推進 人権情報紙の全戸配布や市ウェブページへの情報掲載を行います。	人権啓発推進課	実施	
11	○人権強調月間、人権週間における啓発 8月の人権強調月間、12月4日～10日の人権週間のそれぞれにおいて、人権啓発のぼりの設置や街頭啓発活動を実施します。	人権啓発推進課	実施	2回/年
				2回/年
12	○人権教育・啓発の取組 「幼児・児童・生徒の人権に関わる作品展」を実施します。	人権啓発推進課 社会教育・スポーツ推進課	作品展実施	1回/年
				1回/年
13	○人権問題研修会の開催 8月の人権強調月間に併せて講師を招いて講演会を行います。	人権啓発推進課	研修会の開催	3回/年
				3回/年
14	○ヒューマン映画上映会の開催 8月の人権強調月間に併せて人権に関する映画の上映会を行います。	人権啓発推進課	映画上映会の開催	1回/年
				1回/年
15	○わくわくワークショップ～人権に気づいて感じて考えよう～ わくわくワークショップと題して、講師を招いてのワークショップと、人権に関連する施設を訪問するフィールドワークを実施します。	人権啓発推進課	ワークショップの実施	1回/年
				1回/年

【基本目標1】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
16	○ハートフルフェスタの開催 市民一人ひとりが、人権尊重の理念についての理解を深め、人権の意義や重要性を確実に身につけるとともに、様々な人権問題を解決しようとする実力を養うために開催します。	社会教育・スポーツ推進課 人権啓発推進課	ハートフルフェスタの開催	1回/年
				1回/年
17	○企業等に対する広報・啓発の促進 女性問題、男女共同参画等に関する図書・関連資料を収集し、貸出します。また、人権啓発パンフレットの配付、山城人権ネットワーク参加企業への事業案内の送付を行います。	人権啓発推進課	貸出事業・案内の実施	

## 施策② 市職員の人材育成とメディア表現における配慮の促進

市職員の男女共同参画に関する意識向上を目的とした研修を実施し、人材の育成を図ります。

また、性別に基づく固定観念にとらわれない表現を推進するとともに、市の広報紙やホームページの作成にあたっては、男女共同参画の視点での表現とします。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
18	★職員研修の実施 市職員の男女共同参画に関する意識向上のため、職員研修を実施します。男女共同参画の視点に基づいた表現を促進するためのテーマについても取り上げます。	市民参画課	実施	—
				1回/年
19	○男女共同参画の視点による広報紙、ホームページの作成 固定的な性別役割分担意識等にとらわれない男女共同参画の視点で作成します。	秘書広報課	実施	

## 施策分野(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

男女共同参画についての理解の深化を促進するため、家庭をはじめ、学校や幼稚園、保育所において男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進を図るとともに、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努め、次代を担う子どもたちが、多様な選択を可能にする教育・学習の機会を充実させます。

また、生涯にわたり能力開発・生涯学習に参加できる環境を整備し、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画できるよう、多様な学習機会の確保に努めます。

### 施策① 学校・幼稚園・保育所における教育の推進

学校教育などあらゆる教育活動を通して、児童・生徒に対し、男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう教育を推進します。

そのため、男女共同参画を推進する教育の内容が充実するよう教職員に対する研修会を実施します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
20	○校内教職員の研修 各学校において、教職員の指導力の向上を図るため、男女共同参画に関する研修を実施します。	こども・学校 サポート室 学校教育課	研修会	0回/期間中
				1回/期間中
21	○全体教職員の研修 市教職員を対象とした夏季の研修会の講演テーマとします。	こども・学校 サポート室 学校教育課	研修会	1回/期間中（平成24年度に実施）
				1回/期間中
22	○児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進 男女平等や人権意識の向上を図るため、教科学習や道徳、特別活動などの時間を活用し指導を行います。	こども・学校 サポート室 学校教育課	実施	
23	○生徒の意識向上の促進 中学校におけるマタニティ体験・乳児とのふれあい体験を実施します。	こども・学校 サポート室 学校教育課	体験機会	1回/年
				1回/年

【基本目標1】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
24	○思春期育児体験事業 子育てひろば等における乳幼児とのふれあい体験を実施します。	子育て支援課	体験機会	2回/年
				2回/年
25	○中学生対象子育て理解講座の開催 家庭教育のあり方を見つめ直すという観点から、今後の親となる中学生を対象に、命の大切さや子どもを育てる親の気持ちなど、社会人講師等を招き、開催します。	社会教育・スポーツ推進課	講座	3中学校で開催
				3中学校で開催

## 施策② 生涯学習における教育の推進

市民が生涯にわたり主体的に多様な選択ができるように、各種講座を開催するとともに、生涯学習講座へ男女共同参画の視点を取り入れ、幅広い年齢層への啓発に努めます。

また、学んだ知識や経験を発表できる機会づくりを行います。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
26	○男女共同参画に関するテーマを設定した講座等の開催 市民の男女共同参画の理解と意識づくりのため講座を開催します。（北部住民センター主催の男の料理教室）	社会教育・スポーツ推進課	応募率	90%
				100%
27	○学習成果の発表会への参加促進（再掲2-(1)-①） 市民文化祭、北部ふれあいまつり、中部せせらぎまつりへの市民参加を促進します。	社会教育・スポーツ推進課	参加者	22,153人
				30,000人

### 施策③ 家庭における教育の促進

子育て中の保護者が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画に基づく教育について正しい知識を得られるよう情報の提供に努めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
28	○家庭教育に関する情報提供 国や京都府からのチラシ等家庭教育に関する情報を幼・小・中学校PTAに配付します。	社会教育・スポーツ推進課	実施	

### 施策分野(3) 男女共同参画による地域活性化

少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯が増加する中、福祉、環境、教育、安全などの地域の課題は複雑化しており、多様な住民が協力して課題解決に取り組む活力ある地域づくりがますます重要になっています。

そのため、ボランティアやNPO<sup>14</sup>などにおいて、多様な年齢層の男女が参画できるよう、支援するとともに、地域において男女共同参画を推進するリーダーとなる人材の育成に努めます。

また、国際化が急速に進展している中、国際的協調のもとで市民の男女共同参画意識をさらに向上させることが必要です。市民一人ひとりが国際社会の一員として、国籍、性別、文化や価値観などが違っても個人が尊重され、多様性を認め合う感性を養うことができるよう、国際交流体験の支援に努めます。

#### 施策① 地域活動・市民活動の活性化

男女共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動を支援するため、活動場所の提供や各種助成制度などに関する情報提供に努めるとともに、団体相互の連携を促進し、組織の活性化を図ります。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
29	○市民活動講座の開催 市民活動の意義などを学ぶ講座を開催します。	市民参画課	女性受講者数	4.5人/年 (平成23～26年度の平均)
				5人/年
30	○市民活動の活性化支援 市内で主体的に地域の活性化に寄与する活動を行う団体に対し、市民活動推進補助金を交付します。	市民参画課	補助金の交付	1団体/年
				5団体/年
31	◎生涯学習指導者の積極的な派遣 人材バンクへ登録していただいた指導者を地域活動や市民活動へ派遣し人材活用を推奨します。	社会教育・スポーツ推進課	派遣回数	56回/年
				60回/年
32	◎NPO等民間活動との連携 委託する事業を増やします。	社会教育・スポーツ推進課	委託事業	6事業/年
				7事業/年

<sup>14</sup> NPO (Non Profit Organization) : 行政・企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織のことをいいます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
33	○女性交流支援ルーム情報ボックス等 利用団体の活動支援 団体の活動拠点とし、市民向けの事業の 実施を支援します。	市民参画課	団体主催 事業	26回/年
				30回/年
34	○女性交流支援ルーム情報ボックス等 利用団体交流会の開催 各団体の活動状況の情報交換、意見交換 を行います。	市民参画課	交流会	2回/年
				2回/年

## 施策② ボランティア活動の支援

男女が共にボランティア活動に参加できるように、養成支援やグループ研修等を充実します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
35	○ボランティア養成・団体・グループ の育成、研修の充実 社会福祉協議会におけるボランティアの 調整、新登録者の育成の支援を行いま す。	社会福祉課	社協ボラン ティアセンタ 登録グルー プ	53団体
				55団体
36	○ボランティア活動における男性の参 画促進 社会福祉協議会における男性ボランティ ア、若年ボランティアの登録の呼びかけ を支援します。	社会福祉課	啓発事業	1回/年
				1回/年
37	○食生活改善推進員協議会活動の支援 食生活改善推進員協議会活動を推進す るための活動支援や会員研修を実施しま す。	健康推進課	研修実施 回数	4回/年
				4回/年
38	○食生活改善推進員養成講座の開催 養成講座を実施します。（平成28年度実 施予定）	健康推進課	実施	1回/期間 中 （平成24 年度に実 施）
				1回/期間 中

### 施策③ 人材発掘とリーダーの育成

市と市民が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、事業所及び市民団体において、中心となって男女共同参画に関する普及・啓発等を進める「男女共同参画推進員」を募り、推進員が男女共同参画をより効果的に推進できるよう支援します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
39	◎男女共同参画推進員の募集・支援 事業者及び市民団体に、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を行う「京田辺市男女共同参画推進員」を募集します。また、推進員に対し、情報の提供、研修その他の必要な支援を行います。	市民参画課	推進員設置	48事業所
				80事業所
40	◎人材バンクへの登録の促進 生涯学習指導者となる人材を発掘し、登録を促進します。	社会教育・スポーツ推進課	登録人数	121人
				130人

### 施策④ 国際交流、協力

国際協調の視点に立った男女共同参画を推進するため、互いの文化を学ぶ国際交流を支援します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
41	○国際交流の支援 国際交流を体験された人に補助金を交付することにより、国際交流を支援します。	市民参画課	補助金の交付	56件/年
				80件/年

## 施策分野(4) 政策・方針決定過程への女性の参画

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野に進めていく必要があります。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画はなかなか進んでいない現状があり、市政においても女性が能力を発揮する機会は十分とは言えません。

そのため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、審議会等への女性の参画を積極的に促進するとともに、区・自治会に対しても、女性の参画促進を広く呼びかけ、その取組を支援します。

### 施策① 審議会等への登用拡大

多様な視点や新たな発想を取り入れ、政策決定を行うため、女性委員のいない審議会等の解消を図るとともに、すべての審議会等において、性別の偏りが生じないように努めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
42	◎審議会等における女性登用率の向上 審議会等の登用率の向上に向けて、継続的な調査を行い、調査結果を踏まえた関係機関への働きかけを行います。	市民参画課	女性委員の割合	30.8%
				33%
43	★審議会等における市民参画及び女性登用推進のための手引き作成 多様な視点や新たな発想を取り入れた政策決定を行うため、審議会等における市民参画及び女性登用を進めるための手引きを作成し、全庁的に取組を進めます。	市民参画課	作成	

## 施策② 市民団体の意思決定への参画拡大

地域での意思決定過程への女性の参画を進めるために、区・自治会に対して、女性の役員等への登用促進に関する働きかけを行い、区・自治会などが行う男女共同参画への取組を支援します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
44	◎男女共同参画実践モデル事業 (再掲2-(1)-①) 男女共同参画の推進を目的として、区・自治会など地域を単位として活動する団体及び市内の事業所が開催するセミナー等に講師を派遣します。	市民参画課	申請団体	2団体/年
				3団体/年

## 家庭も仕事も大切にできる環境をつくる

施策分野	施策
(1) 男女が共に参画する家庭生活	①ワーク・ライフ・バランスの促進 ②男性の家庭生活への参画促進
(2) 男女がいきいきと働ける就業環境	①就業・起業の支援 ②農業者・自営業者への支援 ③セクシュアル・ハラスメントの防止
(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護	①子育て支援 ②ひとり親家庭への支援 ③介護支援

### 施策分野(1) 男女が共に参画する家庭生活

男女が共にあらゆる分野に参画していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができる環境づくりが重要です。

女性の社会進出が進み、結婚・出産後も働き続ける女性が増えているにもかかわらず、家事や育児・介護を女性が担っていることが多く、その負担は大きくなっています。その一方、男性自身の固定的な性別役割分担意識が依然根強く、また、長時間労働等も影響して、男性が家庭生活への参画を望んでいる場合にも困難な状況となっています。

男女が共にやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知するとともに、家庭生活を共に担うための情報や学習機会の提供に努めます。

#### 施策① ワーク・ライフ・バランスの促進

働くすべての男女が仕事と生活の調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を市民や企業に図るとともに、生涯学習や生涯スポーツを通じた余暇の機会を提供します。

【基本目標2】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
45	◎多様な生涯学習講座の開催 中央公民館・住民センター等において市民の生涯学習のきっかけづくりとして様々な講座を開催します。	社会教育・スポーツ推進課	料理教室における男性の登録率	9.5%
				25%
46	○「学びの情報誌」の発行 市民の生涯学習意欲向上のため、多くの情報を収集し、より見やすく活用していただけるよう工夫をするとともにPRに努めます。	社会教育・スポーツ推進課	発行部数	全戸配付
				全戸配付 (人口増に伴い増刷)
47	○学習成果の発表会への参加促進 (再掲1-(2)-②) 市民文化祭、北部ふれあいまつり、中部せせらぎまつりへの市民参加を促進します。	社会教育・スポーツ推進課	参加者	22,153人
				30,000人
48	○スポーツ活動の奨励とスポーツに関する相談 トレーニングルームの利用において健康体力相談を実施します。	社会教育・スポーツ推進課	受講者	8.5人/月
				10人/月
49	○スポーツ教室・大会の開催 市民の健康増進、スポーツに親しむ機会を増やすため開催します。	社会教育・スポーツ推進課	参加者	1,487人
				年100人増
50	○スポーツ指導者の養成・確保 スポーツ指導者を養成・確保します。	社会教育・スポーツ推進課	参加者	204人
				年20人増
51	○スポーツ団体・サークルの育成 京たなべ・同志社スポーツクラブ(KDSC)の活動を支援します。	社会教育・スポーツ推進課	広報	1回/年
				1回以上/年
52	○一休さんウォークの開催 健康増進と体力づくりを目的に、京田辺市の豊かな自然と名所史跡を巡ります。	健康推進課	市民の参加者	583人
				700人
53	★事業所等の男女共同参画に関する実態調査 市内の指名登録業者を対象に、男女共同参画の取組状況等に関する実態調査を実施します。	市民参画課	実施	—
				1回/期間中
54	○ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供 ワーク・ライフ・バランス関連の制度等に関する情報を提供します。	市民参画課	実施	

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
55	◎男女共同参画実践モデル事業 (再掲1-(4)-②) 男女共同参画の推進を目的として、区・自治会など地域を単位として活動する団体及び市内の事業所が開催するセミナー等に講師を派遣します。	市民参画課	申請団体	2団体/年
				3団体/年

## 施策② 男性の家庭生活への参画促進

男女が共に安心して子育てができるように、父親が参加できる妊娠・出産・育児についての勉強会を開催するとともに、父親になる心構えや子どもの各段階に応じた情報を記載した父子手帳を交付します。

また、仕事と生活の調和に向けた気運の醸成を図るとともに、男性の家庭生活への参画を促進するため、家事及び育児の学習機会を提供します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
56	◎パパママセミナーの開催 (再掲3-(2)-②) 男性の参加を促すため、体験編を3回/年、歯科編を1回/年、土曜日に開催します。	子育て支援課	男性の受講率	54%
				60%
57	○父子手帳の交付 妊娠届出者全員に父子手帳を配付し、夫の子育てへの参加を促します。	子育て支援課	交付者	全員に配付 (580人)
				全員に配付
58	○父親の地域交流参加促進 子育て中の父親同士が交流・情報交換できる場を設け、地域での子育てを支援します。子育てひろば「てふてふ」において、父親がこどもとおにぎり作りや工作を体験し、父親同士の交流を図ります。	子育て支援課	実施回数	3回/年
				3回/年
59	○男性の家庭生活向上講座の開催 ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男性の家事及び育児の学習機会を設け、家庭生活への参画を促進します。	市民参画課	参加者	16人/年
				20人/年

【基本目標2】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
60	○男性の消費生活講座への参加促進 いきいきと安心して生活を過ごせるよう、暮らしに関する情報や役立つ知識などをテーマに開催します。	産業振興課	男性参加率	17%
				20%
61	★市男性職員の育児参加促進 育児休業・特別休暇等についてキララアップ通信等で啓発します。また、子どもが誕生する職員に対して休暇等の内容をまとめたパンフレットを配付し情報提供します。	職員課	育児休業取得率 (男性)	0%
				10%

## 施策分野(2) 男女がいきいきと働ける就業環境

性別に関わりなく、働きたい人がその能力を発揮できる社会づくりは、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会の推進につながり、少子化が進展し労働力不足が懸念される現状において、経済社会の活力の源という点からも重要なことです。

特に、出産、子育てなどによりいったん就業を中断した女性が多く、子育て後の再就職のニーズが高いという本市の現状を踏まえ、計画の改訂にあたっては女性の再就職支援に重点を置き、より一層、女性の就労や起業に関する相談体制の充実等を図ります。

また、農業に携わる女性の労働を正當に評価するよう、労働条件の明確化や人材の育成等を推進します。

### 施策① 就業・起業の支援

出産・子育て等で就業を中断した女性の再就職や起業の支援などの情報提供や相談体制の充実に努めるほか、男女を問わず、就業に関する情報提供や相談を行います。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
62	◎女性の起業・チャレンジ相談 様々な立場の女性に合わせた就職や起業に関する情報提供、相談を実施します。	市民参画課	開催回数	2回/年
				3回/年
63	○女性交流支援ルーム情報スペースでの資格関係の情報提供 ハローワークや公共機関の実施する資格取得情報の提供、資格取得に関する図書等の配架を行います。	市民参画課	図書等貸出のべ人数	123人/年
				130人/年
64	★人材確保に関する情報提供 京田辺市産業総合情報サイトにおいて人材確保に関する情報等を掲載します。	産業振興課	情報更新頻度	—
				3回/年
65	◎D-eggの支援 D-egg入居企業に対して入居費の一部を補助します。	産業振興課	補助件数	6件/年
				6件/年
66	○就業・職業能力開発に関する情報提供 求職者に対し就業等に関する情報提供を行います。	社会福祉課	実施	

【基本目標2】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
67	◎就業に関する相談体制の充実 就労支援員を配置し、生活困窮者を対象として就業に関する相談を行います。	社会福祉課	就労支援員の配置	2人
				2人

## 施策② 農業者・自営業者への支援

農業・商工自営業において、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性が正当な評価を受けられるよう、認定農業者<sup>15</sup>共同申請や家族経営協定<sup>16</sup>等を促進し、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるように支援します。

また、女性が働きやすい労働環境の整備や人材育成支援を行います。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
68	○男女共同参画に関する情報発信 農業者・商工自営業者に男女共同参画や女性交流支援ルームに関する情報を発信します。	市民参画課	ルームだより発行	4回/年
				4回/年
69	○女性農業士育成支援事業 地域の女性リーダーとして女性の農業者全体の能力開発や地位向上を図るため、女性農業士を育成します。	農政課	女性農業士	2人
				2人
70	○女性の起業に対する補助（機械整備事業） 加工用機械等に対する補助金を交付します。	農政課	台数	0台/年
				1台/年
71	○農村女性グループ育成事業 地域の農村女性が、特産品育成開発等を軸とした女性団体を結成し、活動することに対して支援を行います。	農政課	団体	6団体
				7団体
72	○女性認定農業者の促進 認定農業者に関する広報等による啓発を行います。	農政課	女性認定農業者	2人
				2人

<sup>15</sup> **認定農業者**： 農業を営む人が、自分の農業経営について改善する必要があるものを掲げ、5年後の経営目標を達成するための方法を「農業経営改善計画認定申請書」として提出し、市町村が基本構想に資すると認定した農業者のことです。

<sup>16</sup> **家族経営協定**： 家族経営の農業において、家族の皆が話しあって方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものをいいます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
73	○家族経営協定の促進 家族経営協定に関する案内をホームページに掲載し、啓発を行います。	農業委員会 事務局	実施	

### 施策③ セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント<sup>17</sup>を防止するための啓発活動を行うとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の早急な解決に向け、相談体制の充実に努めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
74	◎女性の相談室（再掲3-(1)-①） 女性のための相談（専門相談・法律相談・一般相談）を実施します。専門相談においては、これまでの出張相談の回数を増やす、定期時間外相談を実施する等、女性の様々な問題の解決に向け、相談回数を増やします。また、相談カードを公共施設等に配架し、相談窓口の周知を図ります。	市民参画課	実施	
75	○なやみごと相談 人権擁護委員、行政相談委員によるなやみごと相談を実施します。	人権啓発推進課	相談事業の実施	2回/月 2回/月
76	○セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供 セクシュアル・ハラスメント関連の情報を提供します。	市民参画課	実施	

<sup>17</sup> **セクシュアル・ハラスメント**(Sexual harassment)：性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。性的な言動を間接的に受けたことへの対応により、間接的に受けた者が何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などあらゆる場での環境が不快になることまでをも含んでいます。

## 施策分野(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護

男性も女性も、就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりがますます重要になっています。また、核家族世帯やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、育児等の援助を身近に求めることが難しく、不安や困難を抱えている家庭も少なくありません。

計画の改訂にあたっては、市民意識調査においてニーズの高かった子育て支援・介護支援の事業により重点を置き、多様化するライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援サービスの充実や利用促進に努めるとともに、子育て・介護の悩みや不安を軽減・解消できるような相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭が不安や困難を抱え孤立することを防ぐため、情報提供・相談の充実や、経済的な負担の軽減に努めます。

### 施策① 子育て支援

待機児童を生じさせないよう努めていくとともに、多様な働き方に対応した延長保育、病児保育などの保育サービスや学童保育を充実させ、仕事と子育ての両立が図れるよう、幅広い支援を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、地域における子育て支援、相談などに努めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
77	◎保育サービスの充実 就労・出産・病気等（年度途中の就労等も含む。）で家庭における保育ができない場合など、子育て家庭の保育ニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努めます。	子育て支援課	待機児童数	0人
				0人
78	◎一時的保育事業 保護者の就労形態の多様化や、色々な保育ニーズに応えるため、一時保育を河原保育所・三山木保育所で実施します。	子育て支援課	利用者	2,074人
				希望者全員の受入れ
79	◎病児保育事業 保護者が安心して就労ができるよう、集団保育のできない病児・病後児を預かります。	子育て支援課	利用者	945人
				希望者全員の受入れ

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
80	○乳児保育促進事業 産後57日目から乳児を受け入れ、安心して就労できるよう、支援します。	子育て支援課	利用者	希望者全員の受入れ (延べ6人)
				希望者全員の受入れ
81	◎子育て支援拠点事業の推進 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設を設けます。	子育て支援課	拠点	4箇所
				4箇所
82	○ファミリーサポートセンター事業 子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が相互援助を行う会員組織活動であり、地域の中での支え合いにより安心して子育てできるよう活動します。	子育て支援課	会員数	473人
				600人
83	○子育て支援医療費助成事業 乳幼児、児童・生徒の医療費負担の保護者への軽減を行います。	子育て支援課	実施	
84	○自立支援制度（療育サービス）の提供 言葉や行動に心配や不安のある就学前の幼児の発達支援を行います。	子育て支援課	実施	
85	○特別児童扶養手当の支給 障がいのある20歳未満の子どもを扶養している保護者に支援を行います。	子育て支援課	実施	
86	○心身障害児童特別手当の支給 障がいのある18歳未満の児童を扶養している保護者に支援を行います。	子育て支援課	実施	
87	○育児サークル支援事業 地域子育て支援センターにおけるサークル支援、サークルへの職員の派遣により活動支援、サークルリーダー交流会への支援を行います。	子育て支援課	実施	
88	○子育て支援事業の支援 民生児童委員協議会による子育て支援事業への支援を行います。	社会福祉課	子育てサロンの開催	
89	◎産前・産後ホームヘルパー事業 産前・産後の妊産婦を対象に、家事や育児が困難な家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児の援助等を行います。	子育て支援課	実施	

【基本目標2】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
90	○家庭児童相談室における相談 18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や関係機関等からの相談に応じ、助言・指導などを行います。	子育て支援課	実施	
91	○子どもへの虐待防止・早期発見・相談体制の強化 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携・ケース会議の実施により、虐待ケースの早期発見・適切な対応を行います。	子育て支援課	実施	
92	★市立幼稚園預かり保育事業 子育てを支援するため、通常の教育時間の前後等に園児の保育を行います。	学校教育課	利用者数	15,785人
				18,000人
93	○地域子育てセミナーの開催 家庭教育のあり方を見つめ直し、様々な年代に応じ、子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。	社会教育・スポーツ推進課	開催校区	9校区
				各小学校区(9)
94	○子どもの居場所づくり事業 将来の地域を担う子どもたちが、心豊かでたくましく成長するために、地域が自主的・主体的に実施している安全・安心な子どもの居場所づくりの取組を支援します。	社会教育・スポーツ推進課	申請団体	15区・自治会
				23区・自治会
95	○地域子育て井戸端会議の開催 家庭教育のあり方を見つめ直し、様々な年代に応じ、子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。	社会教育・スポーツ推進課	セミナー	8幼稚園で取組
				8幼稚園で取組
96	◎留守家庭児童会の運営 学校の放課後等に就労などで家庭に保護者がいない留守家庭の児童を保護し、その健全な育成を図ります。また、待機児童を出さないためにも施設整備、指導員体制の強化を図ります。	社会教育・スポーツ推進課	開設時間	18:30まで
				19:00まで延長
97	○子育て相談の推進 民生児童委員による各地域での随時相談実施や関係機関との連携強化を行います。	社会福祉課	実施	

## 施策② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭において、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長することができるよう、情報提供・相談の充実や、経済的な負担の軽減を図ります。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
98	○情報提供・相談 ひとり親に関する制度(京都府の制度を含む。)の案内、相談の充実、必要に応じて専門機関へ案内します。また、家庭児童相談室で家庭・子育て相談に応じます。	子育て支援課	実施	
99	○ひとり親家庭交流会事業 ひとり親家庭の親子が孤立せず、周囲と交流できるように、社会福祉協議会等と連携してクリスマス会等の交流会の場を設けます。	子育て支援課	開催	3回/年
				3回/年
100	○母子会活動の支援 補助金の支給、活動への積極的な支援を行います。	子育て支援課	実施	
101	○児童扶養手当の支給事業 ひとり親家庭(両親がいる場合でも父母の一方が重度障がいの家庭も含む。)の生活安定と自立促進のために手当を支給します。	子育て支援課	実施	
102	○特別児童福祉手当事業 ひとり親家庭(両親がいる場合でも父母の一方が重度障がいの家庭も含む。)の児童の健全な育成を助長するために手当を支給します。	子育て支援課	実施	
103	★寡婦(夫)控除のみなし適用事業 結婚歴のないひとり親家庭の経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、法律上の結婚歴がある寡婦(夫)控除を非婚にも適用します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育・スポーツ推進課 開発指導課	実施	
104	○福祉医療(ひとり親)費助成事業 ひとり親家庭の親と児童の福祉向上のために、広報紙、ホームページで制度をお知らせするとともに、該当者に医療証の交付をし、医療費の給付を行います。	国保医療課	広報での制度の案内	2回/年
				2回/年

### 施策③ 介護支援

介護福祉サービスの基盤整備・充実を図り、社会全体で介護を支え合う仕組みづくりを進めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
105	◎家族介護支援事業 介護家族等に対し、介護教室や交流会を開催し、その身体的・精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課	参加者	210人/年
				300人/年
106	◎認知症サポーター養成事業 地域における認知症高齢者のサポート体制の強化を図るため、認知症サポーターを養成し、認知症の知識の普及と連携体制を整備します。	高齢介護課	サポーター	993人/年
				1,500人/年

## 一人ひとりが健やかに暮らせる環境をつくる

施策分野	施策
(1) 互いの生き方の尊重	①配偶者間等暴力の防止 ②多様な生き方を認め合う意識の創造
(2) 生涯を通じた心身の健康	①男女の性を理解・尊重する意識の浸透 ②妊娠・出産期の健康支援 ③ライフステージに応じた男女の健康づくり
(3) 誰もが安心して暮らせる環境	①高齢者、障がい者の社会参加・就労支援 ②防犯・防災における男女共同参画

### 施策分野(1) 互いの生き方の尊重

配偶者間等の暴力は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、個人的、家庭内の問題として捉えられ、被害が潜在化する傾向があります。この背景としては、配偶者間等暴力に対する認識の低さや、被害者が経済的・社会的に自立することが困難であるために、暴力を受忍せざるを得ない場合が多いことが考えられます。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力を許さない意識の啓発や、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の保護・自立支援体制を充実します。

また、性的指向<sup>18</sup>を理由として困難な状況に置かれている人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。「LGBT<sup>19</sup>」への理解促進に向けた啓発活動等を通じ、互いの人権を尊重し、誰もが社会参画できる環境づくりに努めます。

<sup>18</sup> **性的指向**：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

<sup>19</sup> **LGBT** (Lesbian Gay Bisexuality Transgender)：女性同性愛者（レスビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexuality）、そしてトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われます。同義の「性的マイノリティ(性的少数者)」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「LGBT」は当事者の立場からの自称に使用されます。

## 施策① 配偶者間等暴力の防止

配偶者間等の暴力は、重大な人権侵害であることを市民に広報・啓発していきます。

被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施します。また、関係機関等の連携により、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を進めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
107	◎女性の相談室（再掲2-(2)-③） 女性のための相談（専門相談・法律相談・一般相談）を実施します。専門相談においては、これまでの出張相談の回数を増やす、定期時間外相談を実施する等、女性の様々な問題の解決に向け、相談回数を増やします。また、相談カードを公共施設等に配架し、相談窓口の周知を図ります。	市民参画課	実施	
108	○配偶者間暴力のケース検討会議の開催 ケース内容による福祉・保健担当課とのケース検討会議を開催し、連携を深めます。	市民参画課	会議	2回/年
				2回/年
109	○関係機関・団体との連携 警察等との連携により配偶者間暴力の被害者の保護支援体制を強化します。	市民参画課	担当者会議	2回/年
				2回/年
110	○京都府家庭支援総合センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携強化 京都府家庭支援総合センターとの連携を図り、被害者をサポートし、その後の自立に向けて支援します。	市民参画課 社会福祉課 子育て支援課	実施	
111	○女性に対する暴力をなくす運動週間事業 田辺警察署との共催による啓発（街頭啓発・意識啓発の講演会の実施）を行います。	市民参画課	開催	1回/年
				1回/年
112	○相談の広域連携 相談に関する研究会等（南部7市男女共同参画担当職員研究会、京阪奈DV被害者支援連絡会）を実施します。	市民参画課	実施	

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
113	○近隣市の相談窓口相互利用 京都府南部4市、京阪奈北近隣6市での女性相談窓口の相互利用を促進します。	市民参画課	実施	
114	★若い世代を対象とした交際相手からの暴力防止のための教育・啓発事業 若い世代を対象とした交際相手からの暴力防止のための講座または啓発活動を行います。	市民参画課	実施	
115	○民生委員等関係団体に対する研修の充実 民生児童委員等に対し関係機関主催の研修会への参加を要請します。	社会福祉課	実施	
116	◎男性のための相談 多様化する社会慣行の中で、男性の抱える様々な悩みを解消するため、男性を対象とした相談の機会を設けます。	市民参画課	相談回数	—
				1回/年

## 施策② 多様な生き方を認め合う意識の創造

性の多様性について、正しい知識を得ることができるよう、啓発に努めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
117	○LGBTの理解のための啓発 人権研修会のテーマとしてLGBTについて取り上げます。	人権啓発推進課	開催実施	1回/期間中 (平成26年度に実施) 1回以上/期間中

## 施策分野(2) 生涯を通じた心身の健康

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていき、生涯を通じて心身共に健康で安心して暮らせることは、男女共同参画社会の形成において大変重要です。

特に、女性は妊娠、出産といった身体的特性を備えているため、男性とは異なる様々な健康上の問題を抱えています。

互いの性や身体を正しく理解し、尊重する意識を普及・啓発するとともに、性差に配慮した各種健康診断の充実、心身の健康について正確な知識と情報の提供に努め、生涯を通じた市民の健康づくりを図ります。

### 施策① 男女の性を理解・尊重する意識の浸透

子どもの頃から互いの身体的性差を十分理解し合い、相手に対する思いやりを持つよう、子どもの発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

また、H I V／エイズ<sup>20</sup>や薬物等に関する知識の普及・啓発に努め、正しい理解が得られるよう取り組みます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
118	○性に関する教育の推進 各小中学校の実態・発達段階に応じて特別活動等の時間で計画的に実施します。	こども・学校サポート室 学校教育課	授業で実施	
119	○H I V／エイズについて児童・生徒への教育の推進 各校の性に関する教育の指導計画に基づき保健の授業で実施します。	こども・学校サポート室 学校教育課	授業で実施	
120	○H I V／エイズ、薬物乱用等の意識啓発 保健所など関係機関と連携し、成人式でのパンフレットの配布や庁内掲示及びホームページや広報による意識啓発を実施します。	健康推進課	実施	

<sup>20</sup> H I V／エイズ(Human immunodeficiency virus/acquired immune-deficiency syndrome) : エイズとは、H I Vウイルスに感染し、発病するとA I D S (後天性免疫不全症候群) という慢性難治性疾患になることをいいます。

## 施策② 妊娠・出産期の健康支援

妊娠・出産期の女性を対象にした健康診査・指導等を充実し、母体の健康支援に努めるとともに、安心して出産・子育てに臨めるよう相談体制を充実します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
121	○母子健康管理指導事項連絡カードの配付と情報提供 働く妊産婦が主治医から受けた指導事項の内容を勤務先に的確に伝えられるよう、必要時に使用することを母子健康手帳交付時に情報提供します。	子育て支援課	実施	
122	○妊婦の健康診査の充実 1回の妊娠につき基本健診14回分と各種血液検査等を公費助成します。	子育て支援課	実施	
123	○妊婦歯科健診の充実 1回の妊娠につき1回、歯科健診を公費助成します。	子育て支援課	実施	
124	◎パパママセミナーの開催 (再掲2-(1)-②) 男性の参加を促すため、体験編を3回／年、歯科編を1回／年、土曜日に開催します。	子育て支援課	男性の受講率	54%
				60%

### 施策③ ライフステージに応じた男女の健康づくり

男女の生涯にわたる健康の保持・増進に向け、ライフステージに応じた各種健（検）診や教室・相談等を実施します。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
125	○母子保健事業の推進 (a)3か月健診、1歳半健診、3歳半健診を実施します。 (b)10か月発達相談、2歳児発達相談、乳幼児相談を実施します。 (c)こんにちは赤ちゃん事業を実施します。	子育て支援課	各健診の受診率	(a) 3か月99.3% 1歳半91.9% 3歳半87.1%
				(b) 10か月発達相談 95.3% 2歳児発達相談 85.8%
126	○健康相談・訪問指導 一般健康相談、こころの健康相談、各種健康教室時の健康相談、訪問など保健指導を充実します。	健康推進課	健康相談	103回/年
				110回/年
127	○健康教育の推進 健幸もりもりセミナー（30歳代）、楽歩塾、地域への健康教室、がん検診などでの健康教室を充実します。	健康推進課	実施回数	223回/年
				240回/年
128	○健（検）診事業 健康診査（30歳代男女・生活保護世帯）・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症予防検診・歯周疾患検診などの健（検）診を推進します。	健康推進課	健康診査（30・35歳）の受診率	18.6%
				前年度比1%増
129	○がん検診事業 各種がん検診事業を充実します。	健康推進課	がん検診受診率	18.5%
				前年度比1%増
130	○介護予防事業 高齢期の健康づくり事業として健康相談や介護予防教室などの一般介護予防事業の充実や地域活動組織への支援を図ります。	健康推進課	介護予防事業参加者（延べ人数）	9,352人/年
				9,500人/年

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
131	○人間ドック助成事業 人間ドック・脳ドックについて、受診費用の助成を行います。	国保医療課	受診者	1,996人/年
				2,000人/年
132	○特定健診事業 内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査について、健診を実施します。	国保医療課	受診率	37.7%
				60%

## 施策分野(3) 誰もが安心して暮らせる環境

高齢化が進む中、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりがますます重要になってきています。しかしながら、女性の高齢者や障がい者は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があり、固定的な性別役割分担意識などから、より一層自立や多様な生き方が阻まれることが少なくありません。

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活するため、社会参加・就労支援をはじめ、福祉サービスの充実を図り、誰もが社会の重要な一員として社会参画できる環境づくりに努めます。

また、高齢者や障がい者はもちろんのこと、すべての市民が地域で安心して暮らせるよう、自主防災組織等の支援など、防犯・防災体制の強化に努めます。

### 施策① 高齢者、障がい者の社会参加・就労支援

高齢社会を豊かで活力ある社会とするため、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。

また、障がい者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進めます。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
133	★高齢者いきいきポイント事業 高齢者にボランティア活動の場を提供することにより、社会参加の機会を広げるとともに、生きがいづくりの支援をします。	高齢介護課	登録者数	98人
				300人
134	○老人クラブ活動の支援 高齢者の生きがいづくり、社会奉仕活動や友愛訪問活動など、老人クラブ連合会及び地域の単位老人クラブに助成を行い、老人クラブの育成を支援します。	高齢介護課	会員数	3,811人
				5,000人
135	○シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会の確保に努めることで、高齢者の生きがいづくり、積極的な社会参加を進める事業等の支援をします。	高齢介護課	会員数	545人
				630人
136	○高齢者スポーツ活動の支援 ゲートボール、タナベースボール <sup>21</sup> などの高齢者スポーツ活動を支援します。	社会教育・スポーツ推進課	実施	

<sup>21</sup> タナベースボール：平成2年（1990年）4月に京田辺市体育指導委員が生み出した京田辺市発祥のニュースポーツです。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
137	○障害者生活支援センター「ふらっと」における男女の相談員配置 障がい者が地域で自立した社会生活が営めるよう相談支援を行うにあたり男女の相談員を配置します。	障害福祉課	実施	
138	★男女の障害者相談員の配置 障がい者やその家族の相談に応じ、必要な援助を行う男女の障害者相談員を配置します。	障害福祉課	実施	

## 施策② 防犯・防災における男女共同参画

すべての市民が安全で、安心して暮らしていける地域の確立を図るため、防犯・防災組織の育成・支援に努めます。

また、計画改訂においては、防災の分野における男女共同参画の必要性が東日本大震災以降に特に高まっていることを受け、男女がともに安全・安心なまちづくりに参画し、さまざまな視点を防災の取組に生かすことをめざし、事業の充実を図ります。

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
139	○綴喜防犯推進委員連絡協議会レディース隊員との連携 市民参画による防犯体制を強化するため、田辺警察署と連携して綴喜防犯推進委員連絡協議会の女性会員（レディース隊員）の普及・啓発に努めます。	安心まちづくり室	実施	
140	○男女共同参画の視点による自主防災組織の育成 自主防災組織設立時において男女共同参画に配慮した組織編成や女性リーダー選出を助言・指導します。	安心まちづくり室	設立団体	3団体/年 3団体/年
141	◎女性消防団員の確保 市民の生命及び財産を火災やその他の災害から守るため女性消防団員の確保を図ります。	消防総務課	女性団員	5人 10人
142	★地域防災マップづくりの支援 老若男女の視点を反映した地域版防災マップを作成する支援を行います。	安心まちづくり室	作成	— 1箇所以上/年

【基本目標3】

NO.	事業名／事業内容	担当課	指標名	現状
				目標
143	<b>★避難所運営訓練の実施</b> 男女共同参画に配慮した避難所づくりをめざすことで、被災者全員が少しでも快適に避難所生活を営める体制づくりを行います。	安心まちづくり室	実施	1回/年
				1回/年



## 第 3 章 推進体制

---



## 1 市民や関係機関との連携・協力

### (1) 男女共同参画審議会の設置

計画の推進にあたって、市民の意見を反映させるため、学識経験者、各種関係団体の代表者、教育・企業関係者及び市民で構成される「京田辺市男女共同参画審議会」を設置し、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進に関する重要事項の調査審議を行っています。

また、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び意見への対応に当たって、必要があるときは、「京田辺市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。

### (2) 市民や事業所・市民団体との連携

行政だけでなく、広く市内全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、市民や地域の市民団体及び事業所とのパートナーシップ<sup>22</sup>を確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

市は、事業所及び市民団体に対し、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を中心となって取り組む「京田辺市男女共同参画推進員」の設置を促進し、推進体制を充実していきます。

なお、「京田辺市男女共同参画推進員」の設置について報告があったときは、当該推進員に対し、男女共同参画をより効果的に推進できるよう、情報の提供、研修の実施などの支援をします。

また、男女の自立と共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動への支援に努めます。

### (3) 女性交流支援ルームの運営

男女共同参画社会の実現に資する施設として設置する「京田辺市女性交流支援ルーム」では、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実などを進めていきます。

また今後、市民や市民団体の気運の高まりを踏まえつつ、拠点施設の整備を検討します。

## 2 総合調整機能の充実

本計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「京田辺市男女共同参画推進会議」を定期的で開催し、庁内の広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。また、政策担当部署との連携強化を図り、全庁的な取組を推進します。

<sup>22</sup> **パートナーシップ**(Partnership)：互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力し合う関係をいいます。

### 3 施策の進行管理・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに施策の実施状況について取りまとめ、「京田辺市男女共同参画推進会議」及び「京田辺市男女共同参画審議会」において、課題の整理・検討を行い、その結果を市民に公表します。

また、計画期間の中間年には、平成26年度に実施した市民意識調査の結果等から施策の達成状況を確認し、事業見直しの参考としました。